



## 報道発表資料

山形労働局発表  
平成27年5月15日（金）

担 当	山形労働局 労働基準部 監督課 監督課長 石澤 敏昭 専門監督官 芳賀 正佳
	電話 023-624-8222

### 卸・小売業に対する監督指導結果を公表（24～26年度） ～監督指導した事業場の約8割で法令違反あり～

山形労働局（局長 森田啓司）では、一般労働条件の確保・改善対策（平成24年度から平成26年度の3か年）として取り上げた卸・小売業に対する監督指導結果について取りまとめましたので、お知らせします。

今回の監督指導は、卸・小売業のうち、これまで対象としてこなかった事業場に対して、自主点検を実施し、その内容に問題等が認められた481事業場に対し集中的に実施したものです。その結果、約8割の398事業場で違法な時間外労働、賃金不払残業などの労働基準関係法令違反を確認したため、それらの事業場に対して、是正・改善に向けた指導を行いました。

山形労働局では、引き続き、労働基準関係法令の周知に努めるとともに、問題のある事業場に対しては、監督指導を行っていきます。

また、山形県商工会議所連合会、山形県商工会連合会に対しては、監督指導結果等を持って要請を行います。

#### 【監督指導結果のポイント】

（詳細は別添1「卸・小売業に対する監督指導結果」、別添2「監督指導事例」を参照のこと。）

(1) 自主点検表を配付した事業場数： 2,880 事業場

(2) 自主点検の内容に問題等があった事業場に対して

監督指導を行った事業場数： 481 事業場

このうち、398事業場で労働基準関係法令違反あり（違反率 82.7%）

(3) 主な違反内容 [(2)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| ① 違法な時間外労働があったもの：       | 242 事業場 (50.3%) |
| ② 賃金不払残業等があったもの：        | 169 事業場 (35.1%) |
| ③ 労働条件の明示がなかったもの：       | 137 事業場 (28.5%) |
| ④ 就業規則の作成・届出がなされていないもの： | 85 事業場 (17.7%)  |
| ⑤ 健康診断を行っていないもの：        | 60 事業場 (12.5%)  |

## 卸・小売業に対する監督指導結果

(平成24年度から平成26年度)

監督実施事業場数		481
違反事業場数		398
違反率		82.7%
主な違反内容	<b>労働時間</b> (36協定を届けずに時間外労働を行わせていた。36協定で定めた延長時間を超えて時間外労働を行わせていた。)	242
	上記の違反率	50.3%
	<b>割増賃金</b> (職務手当等を割増賃金の算定基礎に含めていない。1か月平均所定労働時間数の誤り。時間外労働、休日労働に対して代休を与えることになっているが与えられていない。など)	169
	上記の違反率	35.1%
	<b>労働条件の明示</b> (労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金等の労働条件を書面で交付していない。)	137
	上記の違反率	28.5%
	<b>就業規則の作成・届出</b> (常時10人以上の労働者を使用しているのに就業規則を提出していない。就業規則の内容を変更しているのに就業規則の変更届を提出していない。)	85
	上記の違反率	17.7%
	<b>健康診断</b> (雇入れ時に健康診断を行っていない。常時使用する労働者に対して1年1回の健康診断を行っていない。深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、6月1回の健康診断を行っていない。)	60
	上記の違反率	12.5%
	<b>賃金台帳</b> (賃金台帳に、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数、休日労働時間数を記入していない。)	35
	上記の違反率	7.3%
	<b>賃金の支払</b> (書面による労使協定を締結せずに、親睦会費や旅行積立金などを賃金から控除していた。賃金の一部を支払っていなかった。)	41
	上記の違反率	8.5%
	<b>休日</b> (週1日の休日が与えられていない。4週4日の休日が与えられていない。)	12
	上記の違反率	2.5%
<b>休憩</b> (労働時間が6時間を超える場合に45分、8時間を超える場合に1時間の休憩を労働時間の途中に与えていない。)	6	
上記の違反率	1.2%	
<b>最低賃金</b> (賃金が山形県最低賃金を下回っていた。)	6	
上記の違反率	1.2%	

## 事例1 (コンビニエンスストア)

店長に違法な時間外労働（最も長い月の時間外労働は月160時間）を行わせていた。また、月によっては、休日を与えていなかった。

### 監督指導において把握した事実と監督署の指導

- 1 労働基準監督官が出勤簿等の労働関係書類を調査したところ、36協定の特別条項の延長時間を超えて、月160時間を超える時間外労働を行わせていた。また、月によっては、1日も休日を与えていなかった。

#### 監督署の対応

- ①労働基準法第40条（労働時間）違反を是正勧告
- ②労働基準法第35条（休日）違反を是正勧告
- ③特別条項付き36協定の適正な運用について指導
- ④過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 2 上記の時間外労働に対して、一部しか割増賃金を支払っていなかった。また、深夜の割増賃金も支払っていなかった。

#### 監督署の対応

- ①労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告
- ②割増賃金の適正な支払いについて指導

## 事例2 (弁当等販売業)

最も長い労働者で月100時間を超える違法な時間外労働を行わせていた。また、年1回の健康診断を実施していなかった。

### 監督指導において把握した事実と監督署の指導

- 1 労働基準監督官がタイムカードを調査したところ、36協定を締結することなく、最も長い労働者で月100時間を超える時間外労働が行われていた。

#### 監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②特別条項付き36協定の適正な運用について指導
- ③過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 2 年1回の定期健康診断を実施していなかった。

#### 監督署の対応

- ①労働安全衛生法第66条（健康診断）違反を是正勧告

- 3 労働条件通知書の交付や就業規則の作成がなく、労働条件があいまいであった。

#### 監督署の対応

- ①労働基準法第15条（労働条件の明示）違反を是正勧告
- ②労働基準法第89条（就業規則の作成・届出）違反を是正勧告